

## ばく露管理：混合物への濃度基準値の適用

### 環境・健康

リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化などを目的とした省令の改正が行われました。リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）については、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とする必要があります（2024年4月1日施行）。

技術上の指針での濃度基準値設定物質のばく露管理に係る混合物への濃度基準値の適用について下記に示しました。

### 混合物への濃度基準値の適用

有害性の種類及び当該有害性が影響を及ぼす臓器が同一であるもの（※）を2種類以上含有する混合物の8時間濃度基準値については、次の式により計算して得た値が1を超えないように努める。短時間濃度基準値についても準用する。

$$C = C_1 / L_1 + C_2 / L_2 + \dots$$

\*この式において、C、C<sub>1</sub>、C<sub>2</sub>……及びL<sub>1</sub>、L<sub>2</sub>……は、それぞれ次の値を表すものとする。

C：換算値

C<sub>1</sub>、C<sub>2</sub>……：物の種類ごとの8時間時間加重平均値

L<sub>1</sub>、L<sub>2</sub>……：物の種類ごとの8時間濃度基準値

※混合物に含まれる複数の物質が同一の作用機序によって同一の標的臓器に作用するかどうかは、GHS有害性分類（特定標的臓器毒性）などにに基づき判断する。

◇混合有機溶剤の作業環境測定結果は、上記の評価と同様、作業環境評価基準に基づき換算値（相加値）を求め評価している。

### kes サポート

課 題	kes サポート
ばく露濃度レベルの把握	◇作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリング ◇数理モデル（CREATE-SIMPLE等）による推定等
有害性のリスク低減措置	◇排・換気装置の検査・改善・設置 ◇呼吸用保護具のフィットテスト等
化学物質管理の支援	◇作業環境管理専門家、化学物質管理専門家による支援 ◇労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）による支援